

和光市国際化推進懇話会議題について

1 議題について

- (1) 平成23年度の和光市国際化推進懇話会の議題については、第二次和光市国際化推進計画に基づく施策の中で「緊急時における外国人支援体制の整備」を取り上げ、現状の支援体制の課題等に関して審議し、意見を提出することを求めます。

基本方針1 外国人にも暮らしやすい環境づくり

外国人の生活支援の充実

主な取組：緊急時における外国人支援体制の整備

意見を求める内容

- 避難用多言語シートの設置
⇒災害時に有効に機能させるには
- 和光市災害時通訳・翻訳ボランティアの確保、研修の実施
⇒和光市災害時通訳・翻訳ボランティアの運用方法について
- 緊急時における外国籍市民の意見・要望の把握
⇒意見・要望の調査方法について
- 災害時の情報発信
⇒発信手段や発信内容について
- その他

(2) 議題に選定する理由

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に甚大な被害をもたらし、各地で対策や支援が行われました。和光市においても災害発生した場合の外国人支援の対策について課題を明確にして、今後の緊急時における支援対策に反映することが必要です。また、外国人籍市民の意見や要望を把握する機会が現在には十分にはありませんが、今後、外国人市民に対しても災害時迅速に対応できるようにするため、外国人籍市民が抱える不安や災害対策への意見・要望を把握することが必要であることから議題として選定しました。

2 現行の和光市地域防災計画に基づく災害時における外国人支援体制

(1) 和光市地域防災計画

和光市では、和光市の地域に関する災害対策に関し、和光市、県及び関係機関、公共的団体等がその有する全機能を有効に発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、和光市地域防災計画を策定しました。

(2) 和光市地域防災計画では、災害時要援護者対策のうち外国人に関することについては、災害対策本部企画部人権国際班（人権文化課）の分掌事務としています。

・Ⅲ災害対策編 第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制への移行

災害対策本部各部室の分掌事務

企画部 人権国際班

- ① 災害時における人権保護に関すること
- ② 災害時要援護者対策のうち、外国人に関すること

(3) 人権国際班の役割等

ア 災害が発生した場合に人権国際班は、和光市災害時外国人対応マニュアルに基づく役割を担うこととなります。

※資料3参照

イ 災害が発生した場合や発生の恐れがある場合、正確な情報を得ることが防災や減災を図るために非常に重要となります。しかし、日本に在住している外国人は日本語によるコミュニケーションが十分にできないことが多いため、災害時要援護者として位置づけられています。

ウ 対応マニュアルでは、災害時における前提となる安全対策として、次に掲げる項目について、整備することとしています。

- (ア) 災害時用外国人登録簿の作成
- (イ) 外国語ボランティア名簿の作成
- (ウ) 外国語を併記した防災マップ等の配布及び避難所の表示等

※資料4参照

- (エ) 外国人を対象とした防災教育及び防災訓練の実施
- (オ) 外国人防災啓発カードの外国人登録窓口における配布

※資料5参照

※資料3： 20和光市災害時外国人対応マニュアル

災害時に日本語が十分ではない外国人に対し情報を提供するとともに、避難行動における安全を確保するため、人権国際班がとるべき対応を定めてものです。内容については、必要に応じて改訂することとしています。

※資料4： 和光市防災ガイド・マップ

防災ガイド・マップは、災害に対する心構えや備え、地域の防災対策、市の防災対策を周知するとともに、市域を小学校通学区域ごとに分割し、地域防災計画に基づく避難所や避難経路、災害時の対応についてわかりやすく案内するものです。見出しや凡例については、英語、中国語、ハングルで併記されており、外国人登録窓口等で配布しています。

※資料5： ～いざというとき、どうするか「地震に自信を」～

財団法人消防科学総合センターが、作成した啓発用資料で災害時における心得や対応方法等を「英語」、「ハングル」、「北京語」、「ポルトガル語」の4ヶ国語で掲載しています。外国人防災啓発用として、外国人登録窓口等で配布しています。

(カ) 避難所用多言語シートの準備

※資料6参照

※資料7参照

(4) 災害が発生した場合には人権国際班は、ボランティアの協力を得ながら、次に掲げる対策を講じます。

- ア 外国人相談窓口の開設
- イ 被災状況の把握
- ウ 情報の提供
- エ 避難誘導

(5) 現状の整備状況等

ア 避難所会話セットの設置

現在、市内に17箇所ある防災倉庫のうち、避難所に併設されている9箇所の小中学校の防災倉庫に設置されているほか、防災担当所管課であるくらし安全課及び人権文化課に設置しています。

イ 和光市災害時通訳・翻訳ボランティア

災害時通訳・翻訳ボランティア制度は、震災等の大規模な災害が発生した場合において、外国籍市民等を円滑に支援するために平成22年度から施行しています。

ボランティア登録数 16名 (平成23年9月20日現在)

内訳)	英語	8名
	中国語	7名
	ハングル	1名
	フランス語	1名(重複)

和光市災害時通訳・翻訳ボランティアは、人権国際班からの要請に応じて、次に掲げる活動をします。

- (ア) 市役所に設置する外国人相談窓口において、外国籍市民等の相談に応じること。
- (イ) 必要に応じて災害現場に出向き、電話、ファクシミリ等を利用した通訳・翻訳による支援業務を行うこと。
- (ウ) 外国籍市民等の安否等被災状況を把握し、その結果を災害対策本部に設置する情報収集班に通報すること。

※資料6: 避難所会話セット

震災が発生した場合、各避難所に通訳ボランティアが到着するまでには、数日かかることが予想されます。この「避難所会話セット」は、支援活動が本格化するまでの間に、避難所の職員と外国人被災者が、簡単な意思疎通ができるようにする埼玉県が作成したもので、和光市災害時外国人対応マニュアルでは、これを活用することとしています。

※資料7: 翻訳文対比集(多言語表示シート)

財団法人自治体国際化協会が、自治体等による外国人住民に対する円滑な情報提供を支援することを目的として、使用することが多い6つの言語(英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語)による「災害時多言語情報作成ツール」を作成し、これを活用することとしています。

- (エ) 広報車及び防災無線等により外国語放送を行い、外国籍市民等に対し、避難誘導その他必要な支援を行うこと。
- (オ) チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行うこと。この場合において、提供する情報は、次に掲げるものとする。
 - ・避難所及び避難所への安全な経路に関する情報
 - ・外国籍市民等の家族の安否等に関する情報
 - ・食糧、飲料水、日常生活用品その他の生活必需物資の入手方法に関する情報
 - ・保健・医療・福祉サービス等の生活支援に関する情報
 - ・り災証明の発行、応急仮設住宅の申込み及びライフラインの復旧状況等に関する情報

3 その他

(1) 市ホームページによる情報の提供

東日本大震災発生時に、市のホームページにおいて、英語及びやさしいにほんごにより次の情報提供を行いました。

- ① 東京電力発表の停電情報
- ② 多言語情報リンク
 - ア 埼玉県国際課ホームページ
 - イ NHK World
 - ウ ICRC 赤十字国際委員会の安否確認検索サイト
 - エ 定住外国人施策ポータルサイト
 - オ 外国人のための災害関係相談窓口【外国人総合相談センター埼玉】